## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 7年10月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 なるぱーく 名古屋市緑区浦里三丁目 232番

## 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社エディオン	株式会社エディオン
代表取締役 久保 允誉	代表取締役 久保 允誉
広島市中区紙屋町二丁目 1番18号	広島市中区紙屋町二丁目 1番18号
ほか21者	ほか21者

## 3 変更の日

令和 7年 3月31日 ほか

- 4 変更した理由退店のため ほか
- 5 届出の日令和 7年 9月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 7年10月20日から令和 8年 2月20日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 2月20日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課